

共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

- 一 熊本市発注に係る東部及び南部浄化センターほか包括的管理業務委託（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「業務」という。）の受託
- 二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当共同企業体は、_____共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 企業体は、事務所を_____に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 企業体は、令和 年 月 日に成立し、業務の完了後3箇月を経過するまでの間は解散することができない。

- 2 企業体は、第1条に規定する業務を受託することができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称 _____

住 所

商号又は名称 _____

住 所

商号又は名称 _____

(代表者の名称)

第6条 企業体は、(商号又は名称)_____を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 企業体の代表者は、当該業務の履行に関し、企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにしたうえで、熊本市及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって見積り、入札、契約の締結、業務委託料の請求、受領及び企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について、熊本市と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

_____(商号又は名称) _____%

_____(商号又は名称) _____%

_____(商号又は名称) _____%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに当該業務の履行の基本に関する事項、資金管理方法、下請けの決定その他の企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、当該業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、当該業務の履行及び下請契約その他の業務の履行に伴い企業体が負担する債務の履行に関し、共同連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 企業体の取引金融機関は、_____銀行_____店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 企業体は、業務の履行の年度又は完了ごとに当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、熊本市及び構成員全員の承認がなければ、企業体が当該施設を管理運営する期間が満了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、熊本市の承認がある場合に限り残存構成員が共同連帯して当該業務を履行する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第16条の2 企業体は、構成員のうちいずれかが、当該業務履行途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び熊本市の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが当該業務履行途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第17条の2 代表者が脱退した場合若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び熊本市の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵に対する構成員の責任)

第19条 企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があった場合は、各構成員は共同連帯してその責めに任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

_____外____社は、上記のとおり_____共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書_____通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、1通は熊本市に提出し、他は各自所持するものとする。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

住 所
商号又は名称
代表者職氏名